

---

# AMT/NEWSLETTER

## Energy

---

2025 年 12 月

### EU 制裁法による LNG 調達取引への影響分析

弁護士 大槻 由昭

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. ロシア産 LNG 関連の制裁法による LNG 売買取引への影響
- III. おわりに

#### I. はじめに

LNG(液化天然ガス)は、脱炭素の潮流の中でもなお、存在感を増している。我が国は、中国や米国などと並ぶ LNG 輸入大国であるところ、海外で生産された LNG の我が国への輸入は、引き続き、一定数量の継続が見込まれる状況である。

他方で、昨今のロシアのウクライナ侵攻の問題を受けて、様々な国及び地域において、ロシア産 LNG 関連の規制や制裁強化の動きが活発化している。たとえばであるが、本年 6 月に、欧洲連合(EU)が、ロシア産の LNG の輸入の禁止の法案を公表した。当該法案にかかる関連のメディア報道<sup>1</sup>によれば、この EU の輸入禁止法案では、パイプライン経由(天然ガス)、あるいは LNG(液化天然ガス)として、ロシアから直接、あるいは第三国を経由して、EU 域内に供給される天然ガス又は LNG の輸入が、2026 年 1 月 1 日から、原則として禁止されるとされている<sup>2</sup>。

そこで、今回は、上記の規制(EU によるロシア産 LNG の輸入禁止法案)によって、我が国への LNG の輸入取引に対して、どのような影響が出るか、その法的側面に限定して分析をしてみる。

---

<sup>1</sup> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/06/7cb3381e4da2fcfb.html> 等。

<sup>2</sup> この EU 禁輸法案は、その後もアップデートがされているが、少なくとも、本文中に記載した、2026 年 1 月以降の原則禁輸の措置の点については、特段の変更がないように見受けられる。なお、本稿は、後述のとおり、所定の想定事例における LNG の売買契約にかかる分析を主眼としており、この EU の禁輸法案自体についての解釈や意見を、何ら述べるものではない。

まず、主たる論点となるのが、昨今の LNG の売買契約(SPA)でよく見られる、「Trade Restriction」あるいは「Trade Control」などと呼ばれる条文である。たとえば、以下のような条文例である。

#### Trade Restrictions

(a) Neither Party shall be obliged to perform any obligation otherwise required by this Agreement, including without limitation any obligation to:

- (i) deliver, accept, sell or purchase LNG;
- (ii) pay or receive monies to, from, or through any Person; or
- (iii) engage in any other acts,

in each case, if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union, any European Union member state, the United Kingdom, the U.S, Australia or the United Nations relating to trade sanctions, foreign trade or export controls, non-proliferation, anti-terrorism laws and other similar laws (the “**Trade Restrictions**”) that are applicable to such Party; or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions.

(b) If the performance by a Party of any of its obligations with respect to an LNG Cargo under this Agreement would be in violation of, or inconsistent with, any Trade Restrictions applicable to such Party, or would expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions, then such Party shall be the “**Notifying Party**”, and such LNG Cargo shall be an “**Affected LNG Cargo**”. Each Party shall notify the other Party promptly upon it becoming aware that any LNG Cargo is, or may become, an Affected LNG Cargo.

上記のうち、「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union, any European Union member state, the United Kingdom, the U.S, Australia or the United Nations relating to trade sanctions, foreign trade or export controls, non-proliferation, anti-terrorism laws and other similar laws (the “**Trade Restrictions**”) that are applicable to such Party; or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions」の箇所は、この Trade Restriction 条項が適用されるかどうかのトリガーとなる意味で、以下、この箇所を「トリガー事由」と呼称することとする。

そして、上記のトリガー事由に該当する場合、多くの Trade Restriction(Trade Control)条項においては、前掲のトリガー事由に該当する場合の帰結として、該当する当事者(前掲条文でいうところの「Notifying Party」に該当する当事者)の義務の履行が停止され、あるいは当該義務そのものから解放(免責)される、という内容の条文となっているケースが多い。たとえば、上記の条文事例では、冒頭に「Neither Party shall be obliged to perform any obligation otherwise required by this Agreement」とあることから、当該義務の履行が免責されるという建前となっている。

## II. ロシア産 LNG 関連の制裁法による LNG 売買取引への影響

以下、我が国の LNG ユーザーが調達者(すなわち、最終買主)となる場合に限定して、問題となり得るいくつかの LNG 調達パターンについて考えてみる。

(1) パターン①：我が国の LNG 調達者が、EU 域内の企業から、ロシア産 LNG を調達するパターン

これはたとえば、すでにロシア産の LNG の購入にかかる契約を締結している EU 域内の企業がいるときに、当該 EU 企業が、我が国の調達者に対して、当該 LNG の転売(resale)を行うというパターンである。

冒頭に記載した、今次の EU によるロシア産 LNG の禁輸法案によれば、EU 域内の企業は、ロシア産 LNG の「輸入」行為が禁止される。仮に、このパターン①のケースにおいて、EU 域内企業の「輸入」行為だと見做された場合には、前掲の SPA の Trade Restriction 条項のトリガー事由のうち、「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union」の部分にダイレクトに該当することとなる。

しかし、このパターン①では、ロシア産 LNG の直接の購入者は EU 域内企業ではあるものの、最終買主は、我が国の調達者であるから、当該ロシア産 LNG は、EU の域内に「輸入」されるものではないと理解しても、差支えはないであろう<sup>3</sup>。つまり、この解釈を前提とするならば、このパターン①は、上記の「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union」には該当しない。よって、売主である EU 域内企業の当該 LNG のデリバリーの義務が免責されることはない。

他方で、このパターン①で、買主たる我が国の調達者の買取(引き取り)義務の方には、何らかの影響が生じることはないだろうか。

まず、このパターン①では、買主は、EU 域外に所在するため、EU の法令の直接適用を受けない。よって、原則として、買主の(引取り)義務の履行が、上記「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union」に該当することはない。

では、後段の「or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions」についてはどうか。この点については、我が国の調達者に対して、いわゆる「二次制裁」がかかるリスクが絶無とはいえない。しかし、直接の取引相手が EU 企業(制裁対象ではない)である以上、かかるリスク(二次制裁を受けるリスク)を考える必要はないであろう。よって、このパターン①では、ロシア産 LNG の(最終)買主である我が国の調達者の買取義務の方には、影響は生じないと考えられる。なお、二次制裁の概念については、次のパターン②の方で述べる。

## (2) パターン②: 我が国の LNG 調達者が、EU 企業を介さずに、直接、ロシア産 LNG を調達するパターン:

我が国の調達者が、EU 域内の購入者を介さずに、ロシア産の LNG を、直接購入するパターンである<sup>4</sup>。

このパターンでは、買主であるところの我が国の調達者は、EU の規制を受けないから、前掲トリガー事由のうち、「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union」については、このパターン②では、問題となることはないであろう。

他方で、このパターン②では、買主である我が国の調達者について、「or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions」が問題となる余地がある。すなわち、制裁対象者であるロシア企業と取引するという点で、いわゆる二次制裁が問題となり得る。具体的には、以下のとおりである。

一般に、「二次制裁」とは、特定の国や組織が一次制裁対象となった場合、その対象国と取引を行う第三国

<sup>3</sup> これは、今次の EU の禁輸法の問題であるが、あくまで報道ベースの情報によれば、EU 域内へのロシア産 LNG の「輸入」行為を禁じているものと理解される。これが、仮に、EU 企業による「購入」自体を禁止するという規律であれば、当然、別論が成り立つ。しかし、本稿の冒頭に記載した報道情報及び当該法案の原文([https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:ef933a1c-4c3b-11f0-a9d0-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:ef933a1c-4c3b-11f0-a9d0-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF))を検分する限りでは、ロシア産 LNG の「購入」行為自体が禁止されているようには解されない(ただし、繰り返しとなるが、本稿では、今次の EU の禁輸法自体の解釈論を述べるものではない。)。

<sup>4</sup> このパターン②は、昨今の国際情勢等からすれば、現実的な(商業上の)可能性としては、必ずしも成り立つ取引であるとは限らないが、本稿では、あくまで理論上の能性を前提に検討を加えている。

や企業に対しても制裁を課す措置のことを指す<sup>5</sup>。このパターン②で、ロシア産 LNG の売主(ロシア企業)が、仮に、今次の EU の禁輸法の文脈における制裁(すなわち一次制裁)の対象となっている場合には、かかる制裁の対象たるロシア企業と取引を行うことは、当該取引者(パターン②における買主)が、この二次制裁を受けるリスクがある。

この場合、買主たる我が国の調達者に関して、「or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions」に該当するとして、前掲の Trade Restriction の条文例によれば、買主の引き取り義務が免責される。しかし、現時点の報道情報によれば、今次の EU の禁輸法に関して、このような二次制裁が課される(あるいは、その予定がある)との報道は、弊職は確認をしていない。よって、現時点の情報に依拠する限り、今次の EU の禁輸法を原因として、このパターン②における我が国の調達者(買主)の引き取り義務が免責されることにはならない。

### (3) パターン③: 我が国の LNG 調達者が、EU 域外の企業から、ロシア産 LNG を調達するパターン

我が国の LNG 調達者が買主となり、EU 域外の企業(売主)から調達してくるパターンである。この場合、売主及び買主双方とも、EU の法令の適用を受けない。よって、売主及び買主ともに、前掲トリガー事由のうち、「if such performance would: (A) be in violation of, or inconsistent with, any laws, demands, requests, rules, resolutions or requirements of the European Union」に該当する可能性は、基本的にはないと判断できる。

他方、このパターン③についても、前記のような二次制裁の可能性を考えると、売主である EU 域外企業は、ロシア産の LNG を調達し、あるいはこれを保有をしている以上、二次制裁の対象となる可能性は否定できない。この場合(売主である EU 域外企業が二次制裁の対象となる可能性がある場合)には、前掲トリガー事由のうち「or (B) expose such Party or any of its Affiliates to punitive measures under any such Trade Restrictions」に該当し、前掲条文例によれば、売主のデリバリーの義務が免責される。

しかし、パターン②で述べたとおり、現時点の報道情報によれば、今次の EU の禁輸法に関して、このような二次制裁が課される(あるいは、その予定がある)との報道は、確認をしていない。よって、今次の EU の禁輸法を原因として、このパターン③における EU 域外企業の LNG デリバリー義務が免責されることにはならないであろう。

他方、このパターン③について、(最終)買主である我が国の調達者の義務については、売主たる EU 域外の企業が現に制裁対象となっている場合でもない限り、買主たる我が国の調達者に対しては二次制裁のリスクもない。よって、このパターン③においては、基本的に、買主(我が国の調達者)側の義務に影響が生じることはないであろう。

## III. おわりに

以上、今次の EU の禁輸法制の導入を契機に、LNG の売買契約に含まれる Trade Restriction(Trade Control)条項の分析を試みに行ってみた。対露関連の制裁については、EU はもとより、米国のトランプ政権などの方向性も含め、未だに不透明な状況にあり、今後の動向が注目される。

以上

---

<sup>5</sup> <https://rc-hub.nikkei.com/knowledge/glossary/41/> 等。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 太槻 由昭 ([yoshiaki.otsuki@amt-law.com](mailto:yoshiaki.otsuki@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。